



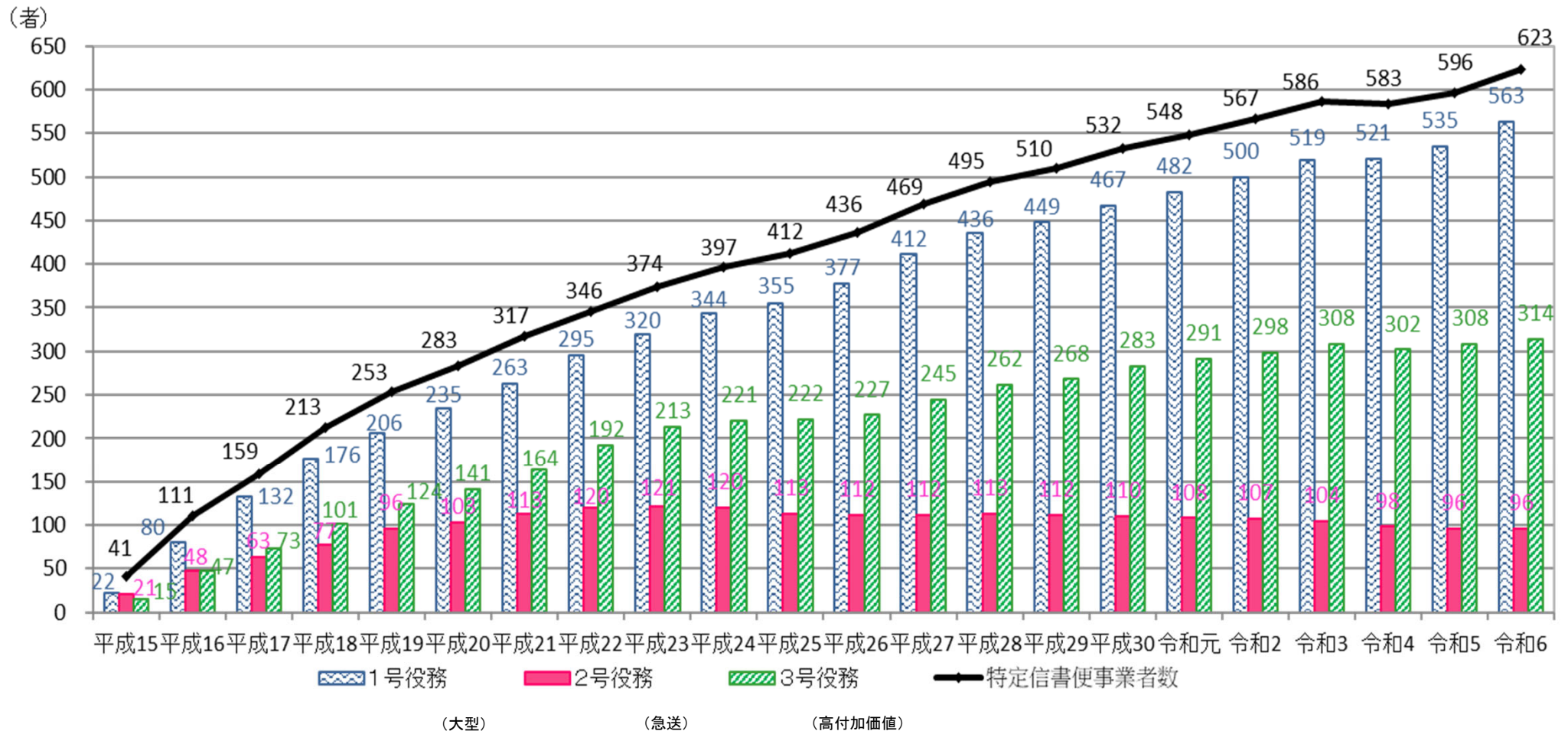
信書便事業に係る動向等について

令和7年10月7日
総務省情報流通行政局郵政行政部
企画課信書便事業室
郵便課

特定信書便事業者の総数及び役務別事業者数の推移

1

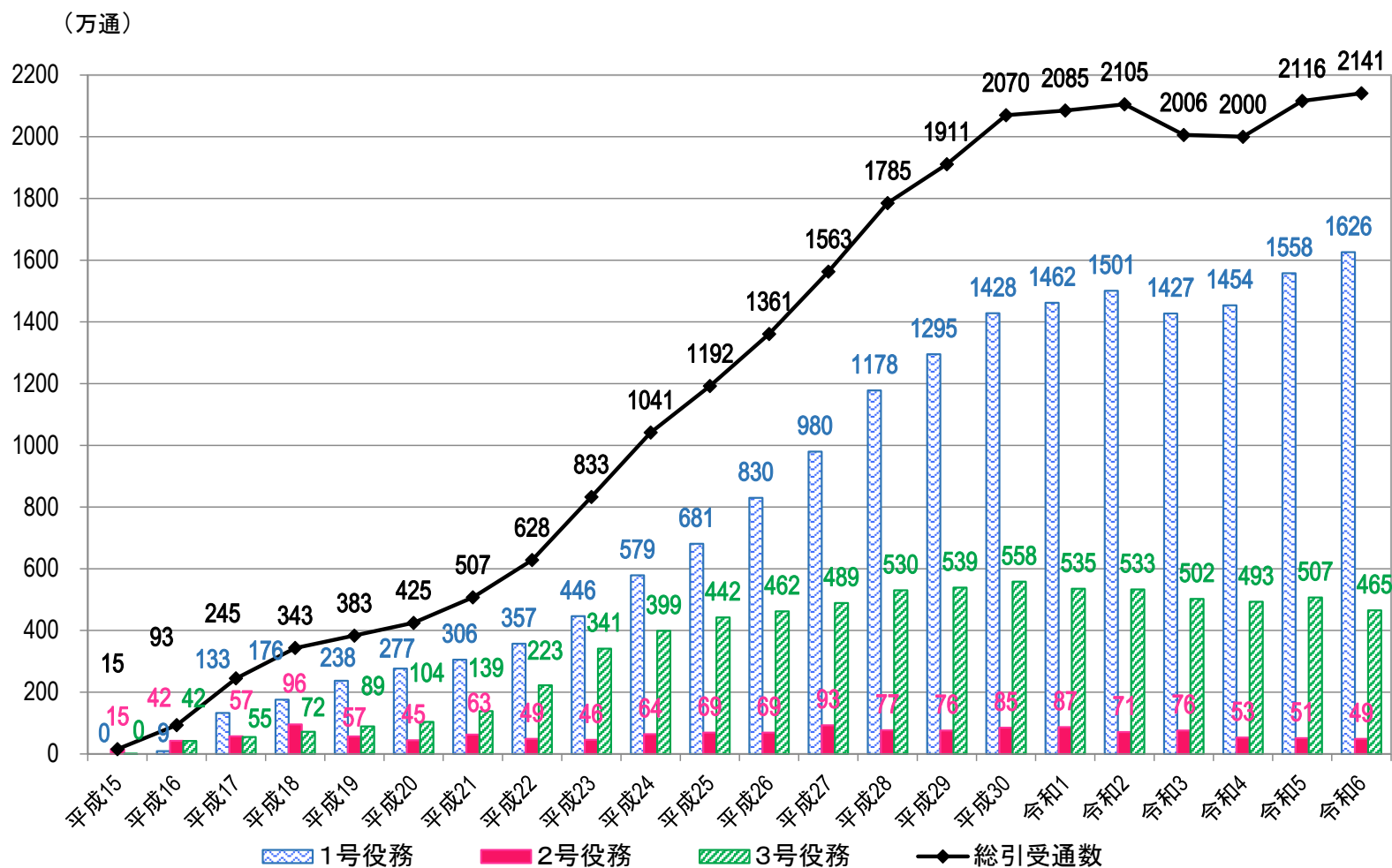
- 令和6年度末の特定信書便事業者数は623者(前年度末から27者増)
 - ・ 1号役務:563者(28者増(参入34者、退出6者))
 - ・ 2号役務: 96者(増減なし(参入1者、退出1者))
 - ・ 3号役務:314者(6者増(参入12者、退出6者))
- 令和4年度を除き、事業者数は毎年継続的に増加。役務別では、2号役務(バイク便等3時間以内の送達サービス)及び3号役務(高付加価値サービス)を提供する事業者は横ばい、1号役務(大型サービス)の提供者は大きく増加



※複数の役務を提供する事業者があるため、役務別提供事業者数の合計と特定信書便事業者数は一致しない。

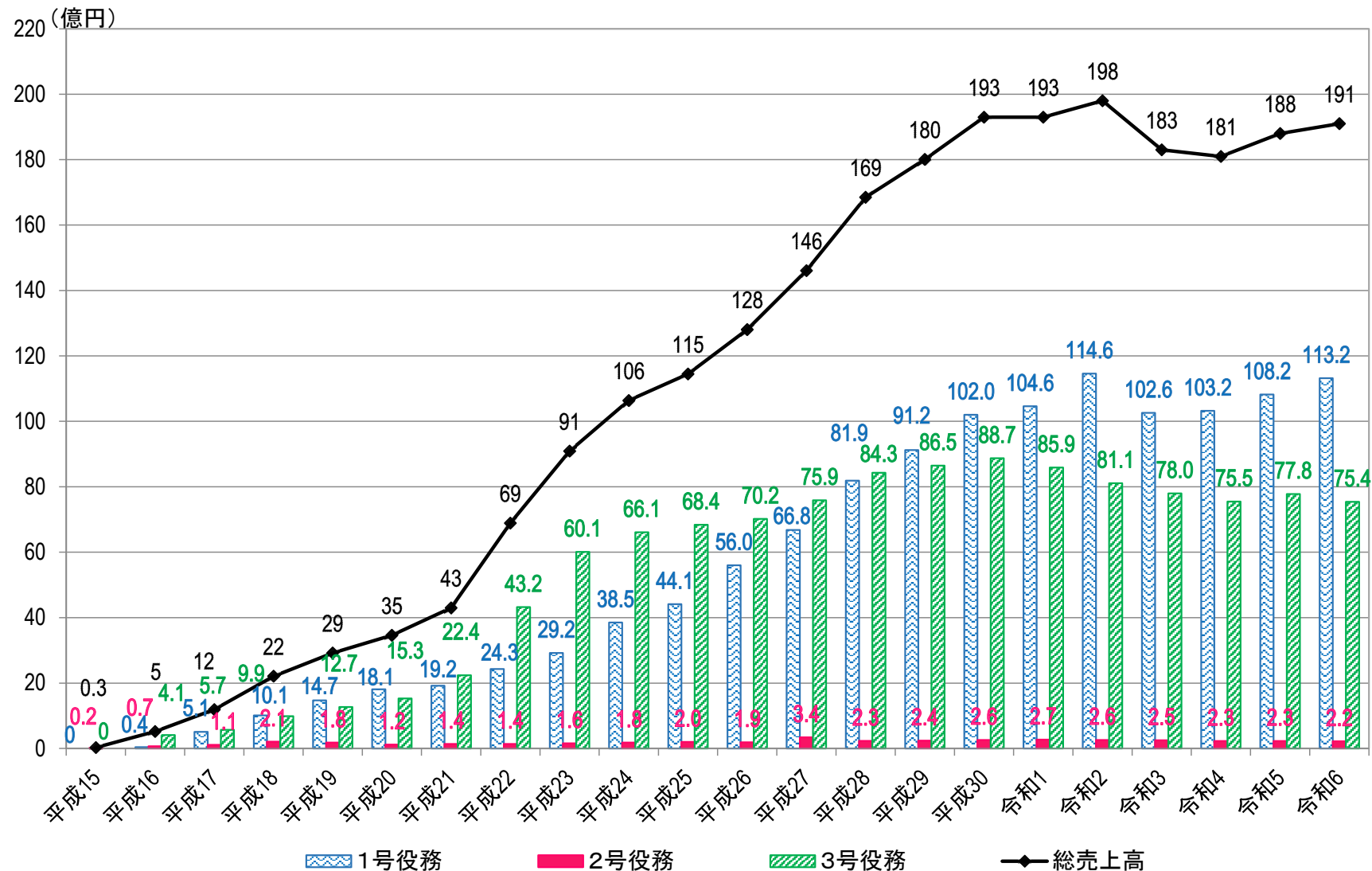
信書便物の総引受通数及び役務別引受通数の推移

- 令和6年度の総引受通数は約2,141万通(前年度から約25万通増(1.2%増))
 - ・ 1号役務:約1,626万通(約68万通増(4.3%増))
 - ・ 2号役務:約 49万通(約1.1万通減(2.2%減))
 - ・ 3号役務:約 465万通(約42万通減(8.3%減))
- 1号役務については、(コロナ禍を除き)提供事業者数の増加とも相まって、堅調な伸びを示す一方、2号役務、3号役務については、請求書等の電子化の影響から減少傾向となっている。



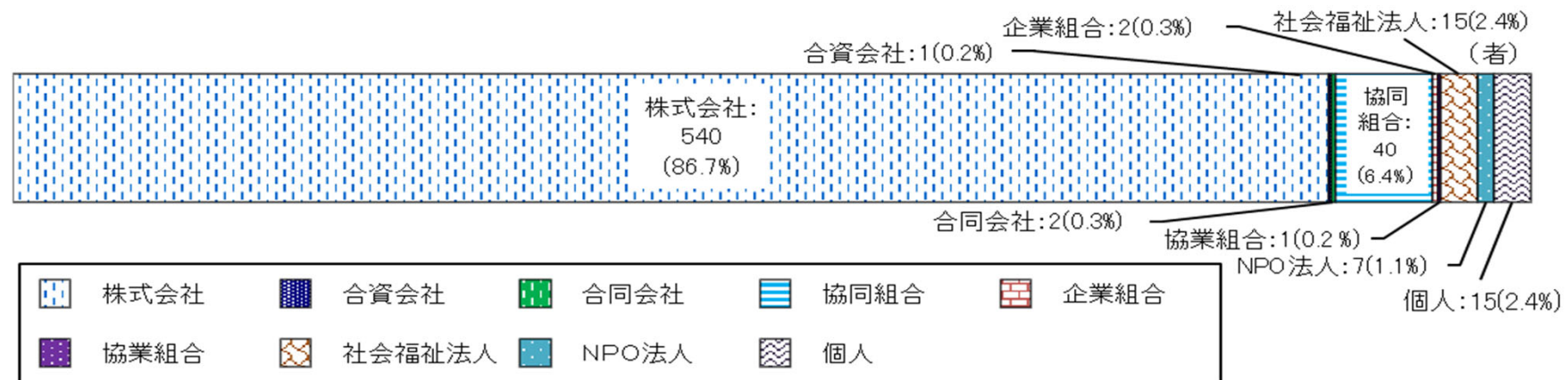
特定信書便事業の総売上高及び役務別売上高の推移

- 令和6年度の売上高総額は約191億円(前年度から約2億円増(1.3%増))
- ・ 1号役務:約113.2億円(約 4.9億円増(4.6%増))
 - ・ 2号役務:約 2.2億円(約 0.0億円減(1.5%増))
 - ・ 3号役務:約 75.4億円(約 2.5億円減(3.1%増))



○特定信書便事業者の経営形態を見ると、会社形態(株式会社、合資会社及び合同会社)が543者で、全体の87.2%を占める。会社形態以外の法人では、協同組合が40者(6.4%)、社会福祉法人が15者(2.4%)、NPO法人が7者(1.1%)等となっている。また、個人でも15者(2.4%)が参入している。

経営形態別の特定信書便事業者数及び割合(令和6年度末)



○会社形態の特定信書便事業者を資本規模別に見ると、87.3%(474者)が1億円未満であり、中でも1千万円以上1億円未満の割合が最も大きく、会社形態の事業者の70.7%(384者)を占めている。

資本規模別の特定信書便事業者数及び割合(令和6年度末) (者)

資本金	～1千万円未満	～1億円未満	～10億円未満	10億円以上	合計
会社数	90	384	52	17	543
(割合)	(16.6%)	(70.7%)	(9.6%)	(3.1%)	

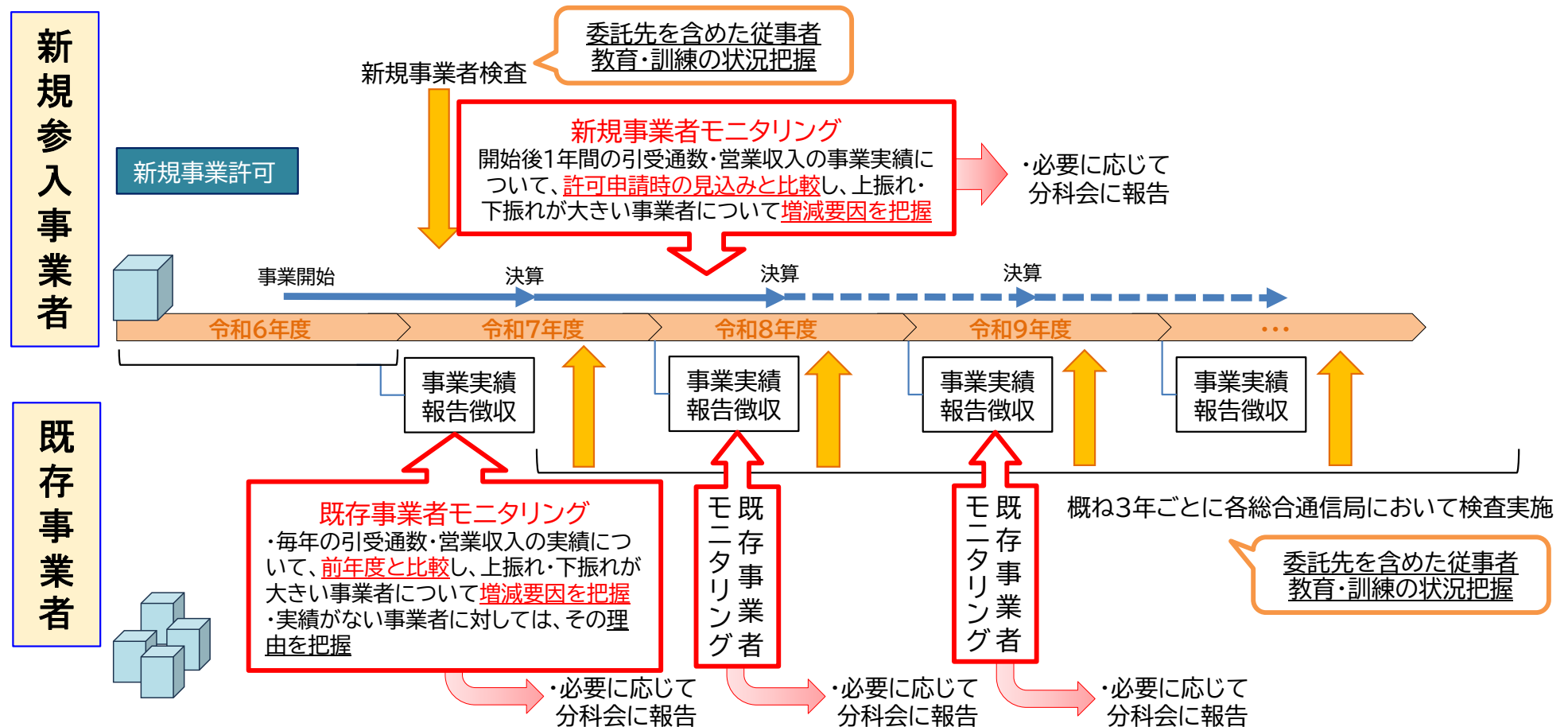
○ 特定信書便事業者の本社所在地別に見ると、高知県を除く全ての都道府県において事業参入が行われている。

本社所在地別の特定信書便事業者数(令和6年度末)

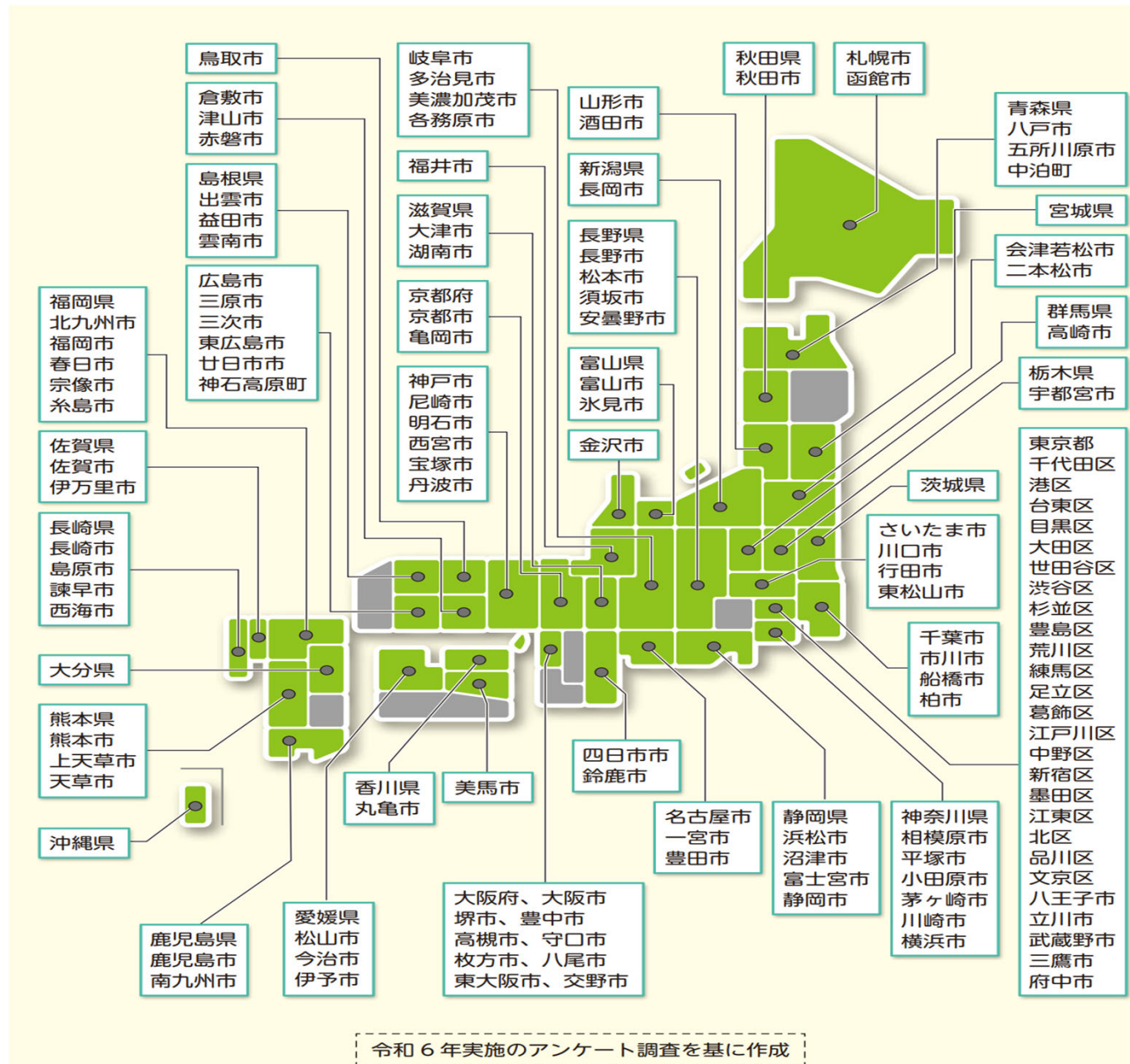
都道府県	事業者数	役務別			都道府県	事業者数	役務別			都道府県	事業者数	役務別			都道府県	事業者数	役務別		
		1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号
北海道	18	17	9	11	茨城	10	10	0	1	滋賀	5	5	0	3	徳島	2	2	0	2
青森	3	3	0	2	栃木	3	3	0	1	京都	11	8	3	6	香川	4	4	1	3
岩手	3	3	0	2	群馬	10	9	1	5	大阪	62	51	13	36	愛媛	7	7	1	4
宮城	11	11	0	5	埼玉	16	15	0	4	兵庫	20	20	1	11	高知	0	0	0	0
秋田	4	3	1	3	千葉	7	6	1	4	奈良	2	2	1	2	四国	13	13	2	9
山形	3	3	0	1	東京	147	114	15	67	和歌山	2	2	1	1	福岡	29	29	4	10
福島	4	3	1	3	神奈川	34	34	2	11	近畿	102	88	19	59	佐賀	13	12	9	5
東北	28	26	2	16	山梨	2	2	0	1	鳥取	2	2	1	1	長崎	11	11	2	6
新潟	6	6	2	5	関東	229	192	19	94	島根	7	7	1	2	熊本	11	11	1	2
長野	10	10	1	5	岐阜	12	12	2	9	岡山	10	10	3	7	大分	3	2	2	3
信越	16	16	3	10	静岡	16	16	0	12	広島	13	12	2	8	宮崎	3	3	2	3
富山	9	8	1	5	愛知	37	36	2	20	山口	3	3	1	0	鹿児島	6	6	2	4
石川	5	4	2	3	三重	11	11	1	5	中国	35	34	8	18	九州	76	74	22	33
福井	4	4	1	0	東海	76	75	5	46						沖縄	12	12	3	10
北陸	18	16	4	8											全国	623	563	96	314

※複数の役務を提供する事業者があるため、役務別提供事業者数の合計と特定信書便事業者数は一致しない。

- これまでの審議会の御意見等を踏まえ、所要の通達を改正し、以下のモニタリングを実施することとしている。
 - ・ 毎年の新規参入事業者の引受通数・営業収入について、申請時(見込み)からの上振れ・下振れが大きい事業者※に対して増減要因を把握
 - ・ 既存事業者の引受通数・営業収入については、前年度からの上振れ・下振れが大きい事業者※に対して増減要因を把握 ※事業実績報告にて確認
- モニタリング(令和5年度認可分)に係る分析結果については11月審議会にて報告予定。



特定信書便事業者のモニタリングに係る各総合通信局における運用フローを確立し、事業者の適正な管理監督を図るとともに、信書便事業の需要や動向を把握



※信書便利用自治体

- ・都道府県25/47
- ・東京都特別区21/23
- ・政令指定都市17/20

(その他自治体については、アンケートに回答があった自治体を掲載)

なお、信書便利用についての对外公表をご了解いただいていない自治体は含まれていない

- 制度説明会
利用者及び事業者向け説明会を全国で実施
- 個別訪問説明
主な訪問先：自治体、経済団体、企業等
- 周知用ポスター
主な掲示先：国、自治体、信書便事業者等
- 周知用チラシ
主な配布先：自治体、信書便事業者、企業等
- 信書便年報
主な配布先：自治体、図書館、企業等
- 総務省ホームページ
「信書便事業のページ」



周知用ポスター（B2版）
周知用チラシおもて（A3版）



信書便年報（A4版冊子）

総務省は、平成22年3月5日に、特定信書便事業者であることを示す「特定信書便マーク」を制定。

○総務省では、特定信書便事業者が信書の取扱が可能であることを明解に示すシンボルマークを制定。

○特定信書便マークに総務省が期待するもの

- (1) 利用者が特定信書便事業者を容易に識別可能になる。
- (2) 特定信書便事業者に対する信頼性の向上を通じ、特定信書便事業全体の活性化に資する。
- (3) 特定信書便事業者自身の適正な業務運行継続のインセンティブとなる。

○総務省は、このマークの商標を登録。特定信書便事業者は、総務省の許諾を受けて、無料でこのマークを使用することができる。

○令和7年3月末現在、特定信書便事業者約254者に対して使用を許諾。

〔特定信書便マーク〕



デザインコンセプト

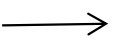
○平和の象徴であるハトが、「信書」を運んでいる姿を表現したもので、古代から通信を担ってきた伝書鳩が、信書を安全・確実に送り届けることをイメージさせる作品。背景の「ブルー」色は、「希望」「冷静」のイメージ(“Blue Bird” (青い鳥・希望の鳥))から、リボン付きの信書を大切な相手に向けて無事に届ける願いを込めたもの(秋田市の業者の作品)。

〔使用例〕



(参考)総務省HP「信書便事業のページ」のご案内

「信書便事業」で検索してください



信書便事業

検索



(又はこのURLを入力 https://www.soumu.go.jp/yusei/shinsyo_top.html)

信書便事業のページ

制度について

- 信書便制度について
- 信書便関連法令
- 信書便事業分野における個人情報の保護について

事業許可申請に関すること

- 申請の手続きについて
- 信書便事業に関する申請等の手引
- 許可申請等の申請先及び問い合わせ先

統計資料

- 信書便年報
- 特定信書便事業の現状(令和5年度)

その他

- 信書便制度説明会の開催について
- 信書便事業に関する意見交換会
- 「特定信書便マークIIについて」(使用許諾要領)
「特定信書便マーク使用許諾申請書」ダウンロード(word)
- 信書便事業者一覧

信書便制度について

- 平成16年4月、民間事業者による信書の送達に関する法律(信書便法)が施行され、これまで国の独占とされていた信書の送達事業について民間事業者の参入が可能となっています。
- 事業の開始には許可等が必要です。信書便法も参入の条件、申請の手続などについて規定しています。

信書便事業の種類

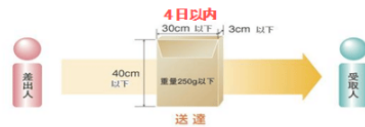
「一般信書便事業」と「特定信書便事業」の2種類があります。

〔1〕一般信書便事業

一般信書便役務を全国提供する条件で、全ての信書の送達が可能となる「全国全面参入型」の事業です。

一般信書便役務

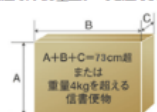
長さ、幅及び厚さがそれぞれ40cm、30cm及び3cm以下であり、重量が250g以下の信書便物を国内において差し出された日から原則4日以内に送達する役務



〔2〕特定信書便事業

別働工夫を凝らした多様なサービスを提供する「特定サービス型」の事業で、対に据ける特定信書便役務のいずれかを定めたする必要があります。

1. 長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達する役務



2. 信書便物が差し出された時から3時間以内に当該信書便物を送達する役務



3. 料金の額が80円を超える信書便物の役務



信書便年報

○信書便年報は、民間事業者による封書やはがきなどの信書の送達事業の現状について広く国民の皆様にご覧いただくために、信書便制度の概要や信書便事業の現状、信書便に関する政策などについてとりまとめたものです。



令和5年度



令和4年度



令和3年度



令和2年度



令和元年度

○ 事業所税(地方税:市町村税) ※申告納税:地方自治体

- 納税義務者:課税団体^(注1)区域内で事業を行う法人又は個人
- 課税客体: 事業所床面積(資産割)、従業者給与総額(従業者割)^(注2)
- 税制特例: 特定信書便事業の用に供する施設(課税標準の特例措置(2分の1控除))
※他に行っている事業と共用する部分については、対象外

注1 ・東京都(特別区の存する区域)、・政令指定都市、・首都圏整備法の既成市街地を有する市、・近畿圏整備法の既成都市区域を有する市、
・人口30万人以上の地方税法施行令で指定する都市 【合計77団体】

注2 免税点: 資産割(課税団体区域内の各事業所の事業所床面積の合計が1,000㎡以下)
従業者割(課税団体区域内の各事業所の従業者の数の合計が100人以下)

○ 中小企業投資促進税制(国税:法人税・所得税) ※申請納税:納税地の所管税務署

- 適用対象者:青色申告書を提出する中小企業者等※
- 対象設備:・機械及び装置(1台160万円以上)
 - ・測定工具及び検査工具(1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上)
 - ・一定のソフトウェア(一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上)
 - ・普通貨物自動車(車両総重量3.5トン以上)
 - ・内航船舶(取得価額の75%が対象)
- 特例措置:7%の税額控除(資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る。)又は30%の特別償却が可能。
- 適用期間:令和9年3月31日まで

※中小企業者等 ・資本金又は出資金の額が1億円以下の法人、・資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人、・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主、・農業協同組合等
ただし、以下の法人は対象外 ①大規模法人から2分の1以上の出資を受ける子会社、②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける子会社

- 詳細は、https://www.soumu.go.jp/main_content/000808230.pdf をご覧下さい。
- このほか、一般的なものとして、中小企業経営強化税制(法人税、所得税)、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(法人税、所得税)、交際費等の損金算入の特例(法人税) があります。

「信書」とは、「①特定の受取人に対し、②差出人の意思を表示し、又は事実を通知する③文書」

(郵便法第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第1項)

- ① 「特定の受取人」とは、差出人がその意思の表示又は事実の通知を受ける者として特に定めた者。
- ② 「意思を表示し、又は事実を通知する」とは、差出人の考えや思いを表し、又は現実に起こり若しくは存在する事柄等の事実を伝えること。
- ③ 「文書」とは、文字、記号、符号等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物のこと。

電磁的記録物は信書ではない

電磁的記録物(例:情報をCD、DVD、USBメモリ等に電子データとして記録したもの)は、そこに記載された情報が人の知覚によって認識することができないものであり、「文書」とはならないため、信書に該当しない。

信書に該当する文書

●書状

●請求書の類

類例：納品書、領収書、見積書、願書、申込書、申請書、申告書、依頼書、契約書、照会書、回答書、承諾書、
◇レセプト（診療報酬明細書等）、◇推薦書、◇注文書、
◇年金に関する通知書・申告書、◇確定申告書、
◇給与支払報告書

●会議招集通知の類

類例：結婚式等の招待状、業務を報告する文書

●許可書の類

類例：免許証、認定書、表彰状
※カード形状の資格の認定書などを含まず。

●証明書の類

類例：印鑑証明書、納税証明書、戸籍謄本、住民票の写し、
◇健康保険証、◇登記簿謄本、◇車検証、◇履歴書、
◇給与支払明細書、◇産業廃棄物管理票、◇保険証券、
◇振込証明書、◇輸出証明書、◇健康診断結果通知書・
消防設備点検表・調査報告書・検査成績票・商品の品質証明書
その他の点検・調査・検査などの結果を通知する文書

●ダイレクトメール

・文書自体に受取人が記載されている文書
・商品の購入等利用関係、契約関係等特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文言が記載されている文書

信書に該当しない文書

●書籍の類

類例：新聞、雑誌、会報、会誌、手帳、カレンダー、ポスター、
◇講習会配布資料、◇作文、◇研究論文、◇卒業論文、
◇裁判記録、◇図面、◇設計図書

●カタログ

●小切手の類

類例：手形、株券、◇為替証書

●プリペイドカードの類

類例：商品券、図書券、◇プリントアウトした電子チケット

●乗車券の類

類例：航空券、定期券、入場券

●クレジットカードの類

類例：キャッシュカード、ローンカード

●会員カードの類

類例：入会証、ポイントカード、マイレージカード

●ダイレクトメール

・専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのようなもの
・専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのようなもの

●その他

◇説明書の類（市販の食品・医薬品・家庭用又は事業用の機器・ソフトウェアなどの取扱説明書・解説書・仕様書、定款、約款、目論見書）、◇求人票、◇配送伝票、◇名刺、◇パスポート、◇振込用紙、◇出勤簿、◇ナンバープレート

◇は個々の相談事例において判断されたもの。



Q1 特定の方ではなく、ご覧になる方一般向けに作成したお知らせ文書は信書に該当しますか？

特定の方ではなく、ご覧になる方一般に向けて意思を表示したり、事実を通知するために作成された文書は、信書に該当しません。

(例)

- 来店した顧客に手渡すなどにより不特定の者に配布されている店舗移転のお知らせを他の顧客に送付する場合
- 店舗やロビー等に置いて関心を持った者に自由に持ち帰らせるなど不特定の者に配布されているイベント・セミナー等の案内チラシを取引先に送付する場合

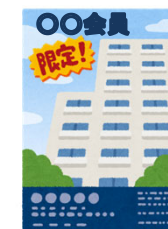


一方、特定の受取人に対して意思を表示したり、事実を通知するために作成された文書は、信書に該当します。

※ ホームページや新聞等に掲載した内容と同一内容の文書であっても、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示したり、事実を通知するために作成された文書は、信書に該当します。

(例)

- 会員限定のセールスの開催案内を会員に送付する場合
- 顧客を対象としたイベント・セミナー等への参加を勧誘したり、依頼する文書を取引先に送付する場合



また、意思を表示したり、事実を通知する文書であっても、例えば、会社から各従業員に対する文書を本社において全従業員分を一括作成し、支店等に所属する従業員分をまとめて送付する場合には、本社からその支店等への送付については、これにより会社が意思を表示したり、事実を通知するものではないため、信書の送達には該当しません。(その文書によって会社が意思を表示したり、事実を通知するのは、支店等においてその文書を各従業員に交付する際です。)

(例)

- 本社で作成した全従業員分の給与明細を支店等の給与担当者に送付する場合



Q2 差出人から委託を受けて、信書を郵便局又は信書便事業者に差し出すことは、信書の送達に該当しますか？

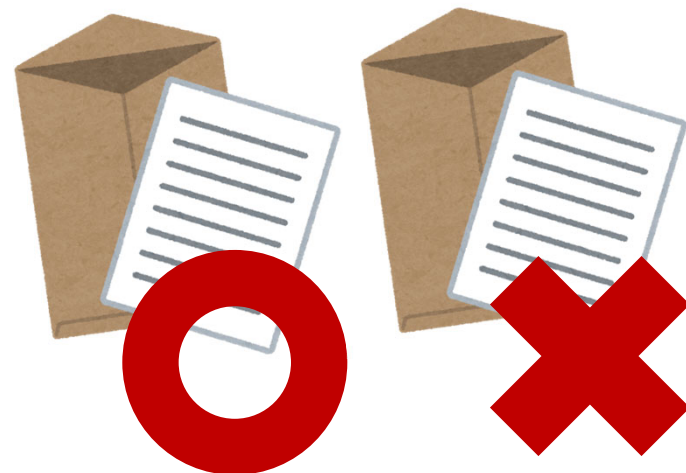
信書の送達は、信書をその名宛人に送達することとなっておりますので、信書の差出しの委託を受け、郵便局又は信書便事業者に差し出すことのみを業とすることは、信書の送達にはなりません。



Q3 受け取った文書を差出人に返送する場合は、信書の送達に該当しますか？

ご指摘の事例では、信書に該当する場合と該当しない場合があります。

例えば、未記入の申込用紙を送付する場合は、特定の受取人に対する差出人の意思を表示したり、事実を通知する文書とはならないため、信書に該当しませんが、その申込用紙を受け取った申込人が、必要な事項を記入した上で企業等に送付する場合は、特定の受取人に対して差出人の意思を表示したり、事実を通知する文書となるため、信書に該当します。



Q1 個人情報の記載がある文書はすべて信書に該当しますか？

信書に該当するか否かは、個人情報を含むか否かによってではなく、その文書の内容が、特定の受取人に対して、差出人の意思を表示したり、事実を通知するものであるか否かによって、判断されます。



Q2 論文は信書に該当しますか？

論文は、一般的に、広く一般に自らの考えや研究成果を知らしめるために作成される文書であるため信書には該当しません。

(類例)作文、卒業論文、俳句、裁判記録、講習会冊子



Q3 履歴書は信書に該当しますか？

履歴書は、一般的に、応募する会社等に対し自らの経歴や資格等の情報を通知する文書であり、応募者から会社等に送付する場合は、特定の受取人に事実を通知する文書となるため、信書に該当します。

また、会社等による選考後、当該履歴書を応募者に返送する場合は、応募者への合否の通知という信書を送付する際に同封することが一般的であるため、郵便又は信書便で送付する必要があります。

なお、会社等から応募者に履歴書を単体で返送する場合は、会社等から応募者に対して意思を表示したり事実を通知する文書ではないため、信書には該当しません。



Q4 各種試験の合否や得点・偏差値等を記載した文書は信書に該当しますか？

各種試験の合否や得点・偏差値等を記載した文書を、その内容を通知するために送付する場合には、差出人から特定の受取人に対して意思を表示したり、事実を通知する文書であるため、信書に該当します。



Q5 送付先ごとに個別番号を記入し、受取人が申込用紙で申し込む際に同番号の入力を求める場合は信書に該当しますか？

この場合は、個別番号を受取人にお知らせする意味を持ちますので、信書に該当します。

なお、差出人の整理用の整理番号等で、受取人にお知らせする意味を持たない場合は、信書には該当しません。



Q6 個別のID、パスワードを引換券に記載し、同ID等を使用してログインを求める場合は信書に該当しますか？

ID、パスワードを使用してログインさせるため、受取人にお知らせする意味を持ちますので、信書に該当します。



Q7 アンケートは信書に該当しますか？

<相手方が特定されている場合>

特定のサービスの利用者を対象とした、実際に利用したサービスの満足度アンケートは、信書に該当します。

(例)

- ・ ご購入いただいた特定の商品について、使用感をうかがうアンケート

<相手方が特定されていない場合>

特定されていない母集団から無作為抽出した場合は、相手方を特定していないため、信書に該当しません。

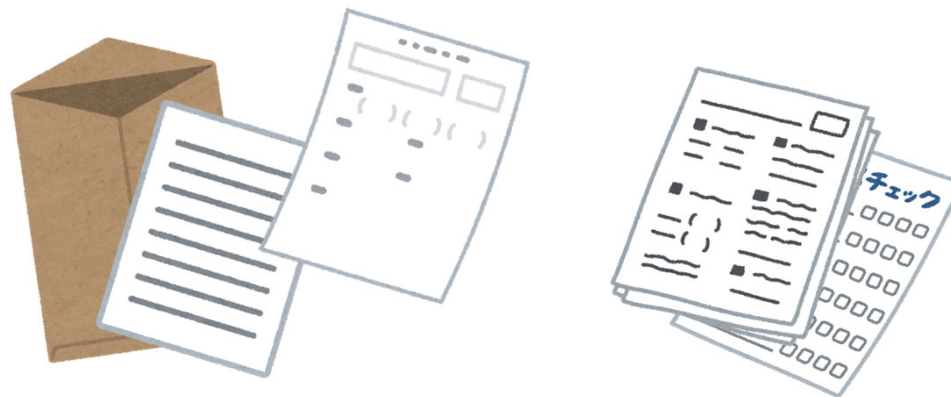
(例)

- ・ 相手方を特定しない意識調査(認知度調査等)

ただし、母集団に特定性がある場合は、無作為抽出であっても信書に該当します。

(例)

- ・ 特定の商品をご購入いただいた方の中から、無作為抽出して送るアンケート



◆「信書に該当する文書に関する指針」Q&A集

https://www.soumu.go.jp/yusei/111117_01.html

◆知っておきたい信書のルール

<https://www.youtube.com/watch?v=ek-gJ-mpWgE>

【お問合せ先】

◆ 総務省情報流通行政局

郵政行政部郵便課（信書相談窓口）

● TEL 03-5253-5975／E-mail shinsyo_soudan@soumu.go.jp

ご清聴ありがとうございました。